



田川市ふるさと納税応分型 事業所設置奨励金制度

田川市では、ふるさと納税の返礼品を拡充し、かつ、産業振興及び雇用増大に資するため、市内に事業所を新設、増設又は移転(以下「新設等」という。)し、本市ふるさと納税返礼品を提供する事業者に対して、ふるさと納税額に応じた奨励金を交付する制度を設けています。興味のある事業者の方は下記お問合せまで是非お尋ねください！

奨励金の額等

寄附額の30%を交付

前年度までに本市に寄附されたふるさと納税のうち、前年度中に対象製品を返礼品として指定したものの額の30%を支給

投下固定資産総額が上限

対象事業所の新設等に係る投下固定資産総額を上限として支給

交付期間は最大3年間

奨励金の算定対象とするふるさと納税は、対象事業所の操業開始から3年を経過する日までに支払の手続が完了したもの

交付の条件

田川市企業誘致育成条例の奨励措置適用企業

田川市企業の誘致及び育成に関する条例に定める奨励措置の対象事業所であること。

※詳細は裏面を参照

田川市ふるさと納税返礼品として登録

対象事業所で製造・加工する対象製品を、対象事業所の操業開始日から1年以内に、本市のふるさと納税返礼品として登録すること。

投下固定資産総額2,000万円以上

対象事業所の新設等に係る投下固定資産総額が2,000万円以上であること。

市内農産物等の積極的活用

対象製品に、市内で生産された農産物等を積極的に活用すること。

お問合せ先

田川市役所
産業振興課 たがわ魅力向上推進室

TEL 0947-85-7147

E-mail furusato@city.tagawa.fukuoka.jp



■田川市企業の誘致及び育成に関する条例に定める奨励措置の対象事業所とは

田川市企業の誘致及び育成に関する条例(令和4年田川市条例第8号)で定める奨励措置の対象事業所は、次の要件の全てを満たすものとする。

- ① 次に掲げる施設であること。
 - ・工場：主に製造の事業に関するもの
 - ・情報サービス施設：主に情報関連(コールセンターやソフトウェア業を含む。)の事業に関するもの
 - ・宿泊施設：主に宿泊の事業に関するもの
 - ・物流施設：主に製品の集荷・保管・輸送等の事業に関するもの
 - ・農林水産物等販売施設：主に農林水産物等の販売の事業に関するもの
- ② 投下固定資産総額(立地支援企業(※1)が支出する投下固定資産総額を含む。)が 500 万円以上であること。(ただし、製造業又は旅館業は資本金の額等が 5,000 万円を超え 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1,000 万円以上、資本金の額等が 1 億円を超える法人が行うものにあつては 2,000 万円以上であること。)
- ③ 操業開始日において、新規雇用者(※2)又は転属者(※3)の数が1人以上であること。
- ④ 市税及び本市に対する使用料等を完納していること。

- ※1 立地支援企業とは、新設等を行う事業所で操業する企業に対し有償又は無償による貸付けをするため、新たに当該事業所の用に供する地方税法第 341 条に規定する家屋を新築し、若しくは増築し、又は償却資産を取得するもの
- ※2 新規雇用者とは、企業が事業所の新設等に伴い雇用した従業員であつて、次の要件の全てを満たすもの
- ・操業開始日前1年以内に新たに雇用した者であること。
 - ・操業開始日において、雇用保険法における被保険者であること。
 - ・操業開始日前2年以内に当該企業が営む事業所を離職した者でないこと。
- ※3 転属者とは、企業が事業所の新設等に伴い、市内の既存の事業所から当該事業所の転属した従業員であつて、次の要件の全てを満たすもの
- ・操業開始日前 1 年以内に転属した者であること。
 - ・操業開始日において本市の区域内に住所を有すること。
 - ・操業開始日前 2 年以内に当該企業が営む事業所を離職した者でないこと。

■他の補助制度等との併用の取扱い

対象企業が田川市企業の誘致及び育成に関する条例第5条第1号に定める事業所設置奨励金の交付を受けるときは、ふるさと納税応分型奨励金は交付されない。

既存型事業所設置奨励金とふるさと納税応分型奨励金の比較

◇雇用促進奨励金
・正規雇用者50万円/人
・非正規雇用者20万円/人

◇固定資産税課税免除
・3年間(事業所設置奨励金(既存制度)適用企業)

◇固定資産税課税免除
・1年間(事業所設置奨励金(既存制度)適用外企業)

又は

◇事業所設置奨励金(既存制度)
・交付額 投下固定資産総額の5%(増設移設3%)(5年)
・上限額 2億円

◇ふるさと納税応分型奨励金(新規制度)
・交付額 各年寄附額の30%を3か年
・上限額 投下固定資産総額

※各種奨励金及び課税免除の適用には別途条件あり